

静岡県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 望月 誠

企業局訓令第 1号

静岡県企業局処務規程の一部を改正する規程

静岡県企業局処務規程（昭和42年事業部訓令第 1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																					
<p>(職務代理者)</p> <p>第 3 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第13条第 1 項の規定による管理者の職務を行なう者は、次長とする。</p> <p>(管理者決裁事項の代決)</p> <p>第 4 条 管理者が不在のときは、次長等（事業課の技術に係る事項については局理事、その他の事項については次長をいう。以下同じ。）が当該事案を代決する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(出先機関の支所長専決事項の代決)</p> <p>第 6 条の 3 出先機関の支所長が不在のときは、出先機関の支所長があらかじめ指定した<u>もの</u>が当該事案を代決する。</p> <p>(出先機関の出張所長専決事項の代決)</p> <p>第 6 条の 4 出先機関の出張所長が不在のときは、出先機関の出張所長があらかじめ指定した<u>もの</u>が当該事案を代決する。</p> <p>別表第 2（その 1）（第 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課名</th> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決者の区分</th> </tr> <tr> <th>次長等</th> <th>課長</th> <th>班長及び班長代理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>事業課</td> <td>(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課名	専決事項	専決者の区分			次長等	課長	班長及び班長代理	(略)					事業課	(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に		○		<p>(職務代理者)</p> <p>第 3 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第13条第 1 項の規定による管理者の職務を行う者は、次長とする。</p> <p>(管理者決裁事項の代決)</p> <p>第 4 条 管理者が不在のときは、次長等（<u>水道企画課及び地域整備課</u>の技術に係る事項については局理事、その他の事項については次長をいう。以下同じ。）が当該事案を代決する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(出先機関の支所長専決事項の代決)</p> <p>第 6 条の 3 出先機関の支所長が不在のときは、出先機関の支所長があらかじめ指定した<u>者</u>が当該事案を代決する。</p> <p>(出先機関の出張所長専決事項の代決)</p> <p>第 6 条の 4 出先機関の出張所長が不在のときは、出先機関の出張所長があらかじめ指定した<u>者</u>が当該事案を代決する。</p> <p>別表第 2（その 1）（第 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課名</th> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決者の区分</th> </tr> <tr> <th>次長等</th> <th>課長</th> <th>班長及び班長代理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>水道企画課</td> <td>(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課名	専決事項	専決者の区分			次長等	課長	班長及び班長代理	(略)					水道企画課	(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に		○	
課名	専決事項			専決者の区分																																			
		次長等	課長	班長及び班長代理																																			
(略)																																							
事業課	(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に		○																																				
課名	専決事項	専決者の区分																																					
		次長等	課長	班長及び班長代理																																			
(略)																																							
水道企画課	(1) 工業 用水道 事業法 及び水 道法に		○																																				

係る届 出及び 報告			
(2) 給水 規程第 11条第 1項の 規定に よる給 水施設 の工事 の承認		○	
(3) 給水 規程第 16条の 規定に よる均 等受水 の例外 の承認		○	
(4) 給水 規程第 20条の 規定に よる消 火栓施 設の設 置の承 認		○	
(5) 給水 規程第 21条第 1項の 規定に よる消 火栓工		○	

係る届 出及び 報告			
(2) 給水 規程第 11条第 1項の 規定に よる給 水施設 の工事 の承認		○	
(3) 給水 規程第 16条の 規定に よる均 等受水 の例外 の承認		○	
(4) 給水 規程第 20条の 規定に よる消 火栓施 設の設 置の承 認		○	
(5) 給水 規程第 21条第 1項の 規定に よる消 火栓工		○	

事の承認			
(6) <u>地域振興整備事業により取得した土地及び施設の一時的貸付け</u>		○	
(7) <u>租税特別措置法に基づく土地取得証明書の交付</u>		○	
(8) <u>分譲宅地の譲受人に対する譲渡証明書の発行</u>			○
(9) <u>個人宅地の売買契約</u>		○	
(10) <u>分譲契約の履行状況の確認</u>		○	

事の承認			
<u>地域整備課</u> (1) <u>地域振興整備事業により取得した土地及び施設の一時的貸付け</u>		○	
(2) <u>租税特別措置法に基づく土地取得証明書の交付</u>		○	
(3) <u>分譲宅地の譲受人に対する譲渡証明書の発行</u>			○
(4) <u>個人宅地の売買契約</u>		○	
(5) <u>分譲契約の履行状況の確認</u>		○	

(11) <u>地域</u> <u>振興整</u> <u>備事業</u> <u>の適地</u> <u>調査</u>		○		(6) <u>地域</u> <u>振興整</u> <u>備事業</u> <u>の適地</u> <u>調査</u>		○	
(12) <u>不動</u> <u>産登記</u> <u>法に基</u> <u>づく土</u> <u>地及び</u> <u>建物の</u> <u>登記の</u> <u>嘱託</u>		○		(7) <u>不動</u> <u>産登記</u> <u>法に基</u> <u>づく土</u> <u>地及び</u> <u>建物の</u> <u>登記の</u> <u>嘱託</u>		○	
(13) <u>国有</u> <u>財産法</u> <u>に基づ</u> <u>く国有</u> <u>財産の</u> <u>用途廃</u> <u>止及び</u> <u>払下げ</u> <u>の申請</u>		○		(8) <u>国有</u> <u>財産法</u> <u>に基づ</u> <u>く国有</u> <u>財産の</u> <u>用途廃</u> <u>止及び</u> <u>払下げ</u> <u>の申請</u>		○	
(14) <u>地域</u> <u>振興整</u> <u>備事業</u> <u>に必要</u> <u>な許認</u> <u>可の申</u> <u>請</u>		○		(9) <u>地域</u> <u>振興整</u> <u>備事業</u> <u>に必要</u> <u>な許認</u> <u>可の申</u> <u>請</u>		○	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。